

## 一般病床の患者様食事負担額について

入院中の食事負担金については、1食につき次の金額が本人食事負担額となります。

### 【70歳未満の方の入院時食事代】

1. 住民税課税世帯  
上位所得世帯 1食あたり 510円  
上位所得世帯以外の世帯 1食あたり 510円
  
2. 住民税非課税世帯  
入院日数90日以内 1食あたり 240円  
入院日数90日超 1食あたり 190円

### 【70歳以上の方の入院時食事代】

1. 住民税課税世帯  
現役並み所得世帯 1食あたり 510円  
現役並み所得世帯以外の世帯 1食あたり 510円
  
2. 住民税非課税世帯  
低所得者Ⅱ  
入院日数90日以内 1食あたり 240円  
入院日数90日超 1食あたり 190円
  
3. 住民税非課税世帯  
低所得者Ⅰ  
1食あたり 110円

※住民税非課税世帯の該当確認はマイナンバーカードの保険証利用でご確認いただけます。  
詳しくは受付窓口へお問い合わせください。

令和7年4月1日  
港南台病院